

岐阜県公報

号外 (元) 平成二十一年 四月 一日

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務課の項中第二十二号を第二十三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。

第三条の表教職員課の項第四号中「教育職員免許状の授与及び検定」を「教育職員の免許」に改め、同表社会教育文化課の項中第二十三号を削り、第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 岐阜県文化財保護センターに関すること。

第三条の表社会教育文化課の項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 青少年の育成に関すること（知事部局の所管に属するものを除く。）。

第十二条の表教育支援課の項中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

目 次

教育委員会規則

（教育総務課）

一

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部
を改正する規則

（同）
（同）
二

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

（同）
三

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

（同）
三

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

（同）
三

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規
程の一部を改正する訓令

（同）
四

十二 家庭教育に関すること。
十三 地域教育に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県高山陣屋の項の次に次のように加える。

岐阜県文化財保護センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。 二 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。 三 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。 四 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。 五 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。 六 文化財の保護思想の普及に関すること。 七 前各号に定めるもののほか、岐阜県文化財保護センターの事業に関すること。
--------------	---

第二条の三の見出しを「部及び課の設置」に改め、同条第一項中「企画情報課、資料課」を「企画課及び」に改め、「及び世界分布図センター室」を削り、同条第五項を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 岐阜県文化財保護センター（以下「文化財保護センター」という。）に、総務課及び調査課を置く。

第二条の四の見出しを「部及び課の分掌事務」に改め、同条第一項中「及び室」を

削り、同項の表企画情報課の項を次のように改める。

企画課	<ul style="list-style-type: none"> 一 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関すること。 二 読書活動支援資料に関すること。 三 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展等の主催及びその奨励に関すること。 四 電算システムの管理及び運用に関すること。 五 図書館資料の相互貸借に関すること。 六 世界分布図センターの企画及び運営に関すること。 七 分布図の収集及び利活用に関すること。 八 視聴覚ライブラリーに関すること。 九 その他読書普及活動及び分布図に関すること。
-----	--

第二条の四第一項の表資料課の項を削り、同表サービス課の項中第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 図書館資料の収集に関すること。
- 二 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関すること。
- 三 図書館資料の保存に関すること。

第二条の四第一項の表世界分布図センター室の項を削り、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 文化財保護センターの課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

総務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 所内の庶務に関すること。 二 経理並びに現金及び物品の出納保管に関すること。 三 文化財保護センター資料の管理（調査課の分掌に属するものを除く。）に関すること。 四 所内の取締りに関すること。 五 その他調査課の所掌に属さない事務に関すること。
調査課	<ul style="list-style-type: none"> 一 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。 二 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。 三 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。 四 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。 五 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。 六 文化財の保護思想の普及に関すること。

七 他の埋蔵文化財保護関係機関との連絡及び協力に関すること。
八 その他文化財保護センターの事業に関すること。

第四条の二中「博物館及び美術館」を「美術館及び現代陶芸美術館」に改める。
第六条第一項中「部、課及び室」を「部及び課」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「課長及び室長」を「及び課長」に、「課又は室」を「又は課」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 文化財保護センター所長印

文 護 一 印
県 保 夕
阜 財 ン
岐 化 セ 所

書 体 てん書

寸 法 一三三ミリメートル平方

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表高山陣屋管理事務所の項の次に次のように加える。

文 化 財 保 護 セ ン タ ー 文 財 セ

別表岐阜本巣特別支援学校の項の次に次のように加える。

揖 斐 特 別 支 援 学 校 揖 斐 特

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「課長、部長及び室長」を「部長及び課長」に改める。

第十八条第一項の表岐阜県現代陶芸美術館の項中「岐阜県現代陶芸美術館」を「岐阜県博物館」に改め、同表岐阜県図書館、岐阜県博物館及び岐阜県美術館の項中「岐阜県博物館及び岐阜県美術館」を「岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館」に改め、同表岐阜県ミュージアムひだの項中「岐阜県ミュージアムひだ」を「岐阜県文化財保護センター」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程（平成十二年岐阜県教育

委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「藤井清敏教育委員会事務局教育次長」を「安福正寿教育委員会事務局教育次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社